

- (3) 法人の代表者又はその氏名の変更の場合
は、法人の登記事項証明書又はその写し
- (4) 代理人又はその氏名の変更の場合は、委任
状
- (5) 参加資格に係る登録部門の変更の場合は、
登録証明書その他変更内容を明らかにする書
類

◎新潟県告示第694号

新潟県地域振興局設置条例（平成13年新潟県条例第60号）第2条第5項の規定により定めた地域振興局の土木に関する道路等の管理（平成18年3月新潟県告示第536号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から実施する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

表の新発田地域振興局の項中

「 国道113号のうち新潟市浦ノ入地内から同市横土居地内までの区間
 県道新潟五泉間瀬線のうち大通川右岸の新潟市内沼地内から同市新井地内までの区間
 県道荒川中条線のうち岩船郡荒川町地内の区間
 県道新潟東港線のうち新潟市地内の区間
 県道水原亀田線のうち新潟市沢海字焼山地内の区間
 国道290号郡界橋
 県道白根安田線安田橋
 一級河川阿賀野川水系大通川のうち大通川橋から上流の新潟市地内の区間
 」

を

「 県道荒川中条線のうち岩船郡荒川町地内の区間
 国道290号郡界橋
 県道白根安田線安田橋
 一級河川阿賀野川水系大通川のうち大通川橋から上流の新潟市地内の区間
 」

に改め、新潟地域振興局の項中

「 国道290号のうち国道49号交点（阿賀野市小松地内）から馬下橋までの区間
 国道402号のうち長岡市寺泊野積11629番55の道路情報提供装置から同市と新潟市との境界までの区間
 県道新潟五泉間瀬線のうち燕市地内の区間
 県道弥彦岩室線のうち長岡市地内及び西蒲原郡弥彦村地内の区間
 国道460号阿賀浦橋
 県道新潟五泉間瀬線庄瀬橋
 県道水原亀田線横雲橋
 一級河川阿賀野川水系新発田川のうち堀割橋から下流の北蒲原郡聖籠町地内の区間
 一級河川阿賀野川水系大通川のうち大通川橋から下流の阿賀野市地内の区間
 」

を

「 国道290号のうち国道49号交点（阿賀野市小松地内）から馬下橋までの区間
 一級河川阿賀野川水系新発田川のうち堀割橋から下流の北蒲原郡聖籠町地内の区間
 一級河川阿賀野川水系大通川のうち大通川橋から下流の阿賀野市地内の区間
 」

に改め、三条地域振興局の項中

「 県道新潟燕線のうち新潟市と燕市の境界が含まれる区間
 県道燕分水線のうち長岡市地内の区間
 県道駒込北潟線のうち見附市地内の区間
 国道403号刈谷田橋
 県道新津茨曾根燕線の新潟市と燕市の境界にある無名橋
 」

を

「 県道弥彦岩室線のうち長岡市地内の区間
 県道燕分水線のうち長岡市地内の区間
 県道駒込北潟線のうち見附市地内の区間
 国道403号刈谷田橋
 」

に改め、長岡地域振興局の項中

「 県道長岡寺泊線のうち燕市地内の区間
 県道渡部敦ヶ曾根線のうち燕市地内の区間
 国道290号人面トンネル
 国道291号中山トンネル
 国道403号大貝トンネル
 県道長岡栃尾巻線梨ノ木トンネル
 県道長岡西山線薬師トンネル
 一級河川信濃川水系猿橋川のうち燕市地内の区間
 一級河川信濃川水系黒川流末川のうち燕市地内の区間
 」

を

「 県道中山竜光堀之内線の魚沼市と北魚沼郡川口町の境界にある無名橋
 県道長岡寺泊線のうち燕市地内の区間
 県道渡部敦ヶ曾根線のうち燕市地内の区間
 国道290号人面トンネル
 国道291号中山トンネル
 国道403号大貝トンネル
 県道長岡栃尾巻線梨ノ木トンネル
 県道長岡西山線薬師トンネル
 一級河川信濃川水系猿橋川のうち燕市地内の区間
 一級河川信濃川水系黒川流末川のうち燕市地内の区間
 」

に改める。

◎新潟県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三条停車場線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長
---	---	------	-------	----

三条市北新保1丁目1244番9から	新	10.5～19.4 メートル	118.8 メートル
同市本町2丁目32番5まで	旧	6.0～12.6 メートル	118.8 メートル

◎新潟県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 三条停車場線
- 2 供用開始の区間 三条市北新保1丁目1244番9から同市本町2丁目32番5まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月28日

◎新潟県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課、新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中山竜光堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
北魚沼郡川口町大字和南津字滝ノ上1836番1から	新	9.0～31.4 メートル	284.6 メートル
魚沼市新道島字木澤澤1208番6まで	旧	5.0～24.5 メートル	284.9 メートル

◎新潟県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課、新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 中山竜光堀之内線
- 2 供用開始の区間 北魚沼郡川口町大字和南津字滝ノ上1836番1から魚沼市新道島字木澤澤1208番6まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月28日

◎新潟県告示第699号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称 新潟県立鳥屋野潟公園（女池地区及び鐘木地区）
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称 新潟市祖父興野225番地4 鳥屋野潟公園グループ

横木造園株式会社
株式会社新潟グリーンテック
学校法人国際総合学園
- 3 指定の期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定年月日 平成19年3月23日

◎新潟県告示第700号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称 新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）及び清五郎ワールドカップ広場
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称 新潟市清五郎58番地 アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ

財団法人新潟県都市緑花センター
株式会社アルビレックス新潟
- 3 指定の期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定年月日 平成19年3月23日

新潟県告示第701号

新潟県屋外広告物条例（平成7年新潟県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第3号及び第8条第9号の規定により知事が指定する区域、条例第9条第3号の規定により知事が指定するもの、条例第12条第3号の規定により知事が指定するもの、条例第12条第4号の規定により知事が指定する道路、鉄道、軌道及び索道、条例第12条第5号の規定により知事が指定する区域、条例第14条第3項の規定により知事が定める同意の基準並びに新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号。以下「規則」という。）第9条別表第7の規定により知事が指定する道路、鉄道等を次のとおり定め、平成19年3月27日から実施する。

なお、新潟県屋外広告物条例による禁止地域等、許可地域等及び禁止物件の指定（平成8年3月告示第535号）は、平成19年3月26日限り廃止する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 条例第7条第3号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる道路及び鉄道の敷地並びにそれらの敷地境界線から両側300メートル以内の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。）を除く。）
 - ア 高速自動車国道の県内全区間（本線に限る。）
 - イ 上越新幹線の県内全区間（旅客営業区間に限る。）
 - (2) 次に掲げる道路の敷地及びその敷地境界線から両側100メートル以内の区域（都市計画法第2章の規定により定められた用途地域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。）を除く。）
 - ア 県道弥彦岩室線のうち西蒲原郡弥彦村大字麓字水ケ入8434番から新潟市間瀬字福山2576番1まで（新潟市の区域を除く。）並びに長岡市道寺泊26号線の全区間及び弥彦村道弥彦寺泊線の全区間
 - イ 県道小出奥只見線のうち魚沼市下折立字原761番地の4地先から魚沼市湯之谷芋川字大鳥1317番地の3地先まで
 - ウ 一般国道402号のうち長岡市寺泊野積字大野積11629番1から新潟市角田浜字前原1072番1まで（新潟市の区域を除く。）
- 2 条例第8条第9号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる道路及び鉄道の敷地境界線から両側500メートル以内の区域
 - ア 高速自動車国道の県内全区間（本線に限る。）
 - イ 上越新幹線の県内全区間（旅客営業区間に限る。）
 - (2) 次に掲げる道路、鉄道及び軌道の敷地並びにそれらの敷地境界線から両側100メートル以内の区域
 - ア 一般国道の県内全区間
 - イ 県道のうち主要地方道の全区間
 - ウ 鉄道又は軌道の県内全区間（旅客営業区間に限る。）
- 3 条例第9条第3号の規定により知事が指定するものは、次のとおりとする。
 - (1) ベンチ
 - (2) くず入れ及び吸いがら入れ
 - (3) 噴水
 - (4) フラワーポット
 - (5) 防犯灯及び街路灯
 - (6) 児童遊戯施設
 - (7) カーブミラー
- 4 条例第12条第3号の規定により知事が指定するものは、主要地方道以外の県道とする。
- 5 条例第12条第4号の規定により知事が指定する道路、鉄道、軌道及び索道は、次のとおりとする。
 - (1) 高速自動車国道の県内全区間
 - (2) 上越新幹線の県内全区間（旅客営業区間に限る。）
 - (3) 第1項第2号に掲げる道路
- 6 条例第12条第5号の規定により知事が指定する区域は、次に掲げる道路の敷地及びそれらの敷地境界線から両側50メートル以内の区域とする。
 - (1) 高速自動車国道の本線と一般道路を結ぶ道路（以下「取り付け道路」という。）のうち、料金所から取り付け道路が一般道路にすべて包含される地点までの区間
 - (2) 取り付け道路が一般道路にすべて包含される地点から一般道路の進行方向50メートル先までの区間

7 条例第14条第3項の規定により知事が定める基準は、別表のとおりとする。

8 規則第9条別表第6の2及び別表第7の規定により知事が指定する道路、鉄道等は、第2項第2号に掲げる道路、鉄道等とする。

別表（第7項関係）

条例第14条第3項の国等広告物等の表示又は設置の同意基準

区 分	基 準
(1) 条例第12条第4号に掲げる広告物等	別表第7の基準に適合するものであること。
(2) 野立広告板及び野立広告塔（自家用広告物等で条例第10条第1号に掲げるもの以外のものに限る。）	(1) 表示面積が50平方メートル以内であること。 (2) 表示又は設置位置が、第2項第2号に規定する道路、鉄道等の敷地境界線から2メートル以上離れていること。 (3) 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないものであること。 (4) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
(3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等	(1) 表示面積が30平方メートル以内であること。 (2) 表示又は設置位置（おおむね30以上の建築物が連たんしており、かつ、隣接する建築物の敷地間の距離がそれぞれ50メートル以下である区域（以下「家屋連たん区域」という。）を除く。）が、第2項第2号に規定する道路、鉄道等の敷地境界線から50メートル以上離れていること。 (3) 第2項第2号に規定する道路、鉄道等の沿線（家屋連たん区域を除く。）に表示し、又は設置する広告物等にあつては、その相互間の距離が50メートル以上であること。 (4) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
(2) 条例第12条第5号に掲げる広告物等	野立広告板又は野立広告塔で、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 表示面積が30平方メートル以内であること。 (2) 広告物等の高さが10メートル以下であること。 (3) 広告物等の意匠及び設置位置が周囲の自然環境、建造物等の景観を損なわないものであること。 (4) 案内等のために必要な文言又は図表に限り表示するものであること。 (5) 交通上の見通し並びに道路標識及び他の広告物等の視認性を妨げないものであること。 (6) 道路上に突き出さないものであること。 (7) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
(3) 条例第12条第6号に掲げる広告物等	野立広告板又は野立広告塔で、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 表示面積が10平方メートル以内であること。 (2) 広告物等の高さが3メートル以下であること。 (3) 広告物等の意匠及び設置位置が周囲の自然環境、建造物等の景観を損なわないものであること。 (4) 交通上の見通し並びに道路標識及び他の広告物等の視認性を妨げないものであること。

	(5) 道路上に突き出さないものであること。 (6) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。
(4) 前3号に掲げる広告物等以外のもの	野立広告板又は野立広告塔で、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 国又は地方公共団体の庁舎その他公共施設の位置又は所在を表示し、又は案内することを目的とするものであること。 (2) 表示又は設置個数が1つの庁舎又は公共施設につき2個以内であること。 (3) 表示面積は10平方メートル以内で、かつ、合計20平方メートル以内であること。 (4) 広告物等の高さが3メートル以下であること。ただし、広告物等が定着している土地の高さが当該広告物等が面している道路の高さより低い場合は、当該道路の高さを基準として3メートル以下であること。 (5) 広告物等の意匠及び設置位置が周囲の自然環境、建造物等の景観を損なわないものであること。 (6) 案内等のために必要な文言又は図表に限り表示するものであること。 (7) 交通上の見通し並びに道路標識及び他の広告物等の視認性を妨げないものであること。 (8) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。

注 当該広告物等の表示又は設置の目的から、この基準によりがたいと認められるものに係る基準は次のとおりとする。

- (1) 広告物等の意匠及び設置位置が周囲の自然環境、建造物等の景観に配慮したものであること。
- (2) 交通上の見通し並びに道路標識及び他の広告物等の視認性を妨げないものであること。
- (3) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること。

◎新潟県告示第702号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・157号亀田中央線
- 3 事業施行期間
平成19年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
新潟市亀田大月1丁目、亀田旭1丁目、亀田旭2丁目、西町1丁目、亀田中島1丁目、東船場4丁目、及び東船場2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第703号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の

規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・153号亀田停車場線他1線
- 3 事業施行期間
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
新潟市東船場1丁目、2丁目、3丁目、及び4丁目並びに亀田旭1丁目、並びに西町1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第704号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・513号太平大淵線
- 3 事業施行期間
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
新潟市岡山、児池及び東中島3丁目地内
 - (2) 使用の部分
新潟市岡山地内

◎新潟県告示第705号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・523号明石紫竹山線
- 3 事業施行期間
平成9年12月19日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第706号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年3月27日

新潟県新発田地域振興局長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	申請者の住所及び氏名
胎内市東本町1803番16の内、胎内市東本町1803番11の内、胎内市東本町1798番1の内	5.02	48.60	胎内市大川町2番50号 有限会社丸伊 代表取締役 小野吉重

◎新潟県告示第707号

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（平成

16年3月新潟県告示第512号）を次のとおり改め、平成19年4月1日から実施する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

住宅名	棟	利便性係数
早通南	1号棟	0.7490
	2号棟	0.7490
	3号棟	0.7490
	4号棟	0.7490
	5号棟	0.7490
	6号棟	0.7490
	7号棟	0.7490
	8号棟	0.7490
	9号棟	0.7490
	10号棟	0.7490
	11号棟	0.7490
	12号棟	0.7490
	13号棟	0.7490
	14号棟	0.7490
	15号棟	0.7490
	16号棟	0.7490
	17号棟	0.7490
	18号棟	0.7490
	19号棟	0.7500
	20号棟	0.7500
	21号棟	0.7500
	22号棟	0.7500
	23号棟	0.7500
	24号棟	0.7500
	25号棟	0.7500
	26号棟	0.7500
	27号棟	0.7500
	28号棟	0.7331
	29号棟	0.7331
早通北	30号棟	0.7193
	31号棟	0.7193
	32号棟	0.7193
	33号棟	0.7193
	34号棟	0.7193
	35号棟	0.7193
	36号棟	0.7193
	37号棟	0.7193
	38号棟	0.7193
	39号棟	0.7193
	40号棟	0.7193
	41号棟	0.7193
	42号棟	0.7193

	43号棟	0.7193
	44号棟	0.7193
	45号棟	0.7193
	46号棟	0.7193
	47号棟	0.7193
	48号棟	0.7493
	49号棟	0.7493
	50号棟	0.7493
	51号棟	0.7493
藤見町	1号棟	1.0000
石山第一	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
	17号棟	1.0000
	18号棟	1.0000
	19号棟	1.0000
石山第二	5号棟	1.0000
	6号棟	1.0000
	7号棟	1.0000
	8号棟	1.0000
	9号棟	1.0000
	10号棟	1.0000
	11号棟	1.0000
	12号棟	1.0000
	13号棟	1.0000
	14号棟	1.0000
	15号棟	1.0000
16号棟	1.0000	
文京町	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
汐見台	1号棟	0.9330
	2号棟	0.9330
	3号棟	0.9330
	4号棟	0.9330
	5号棟	0.8930
	6号棟	0.8930
	7号棟	0.8930
	8号棟	0.8930
	9号棟	0.8930
	10号棟	0.8930
	11号棟	0.8930
	12号棟	0.8930
	13号棟	0.8930
	14号棟	0.8930

	15号棟	0.8930
	16号棟	0.8930
	17号棟	0.8930
	18号棟	0.8930
	19号棟	0.8930
	20号棟	0.8930
	21号棟	0.8930
	22号棟	0.8930
	23号棟	0.8930
	24号棟	0.8930
	25号棟	0.8930
	26号棟	0.8930
	27号棟	0.8930
	28号棟	0.8930
	29号棟	0.8930
	30号棟	0.8930
	31号棟	0.8930
	32号棟	0.8930
	33号棟	0.8930
	34号棟	0.8930
	35号棟	0.8930
	36号棟	0.8930
新町	1号棟	0.7417
	2号棟	0.7417
新栄町	1号棟	0.7232
	2号棟	0.7232
新金沢町	1号棟	0.7335
	2号棟	0.7335
	3号棟	0.7335
	4号棟	0.7335
小針	1号棟	1.0000
小針ヶ丘	1号棟	1.0000
小針西	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
上新栄町	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
割前	1号棟	0.7000
	2号棟	0.7000
稽古町	1号棟	1.0000
西神田	2号棟	1.0000
上除	H-1号棟	0.9957
	F-1号棟	0.9942
稲葉	1号棟	0.9335
	2号棟	0.9335
	4号棟	0.9335

	5号棟	0.9335
	8号棟	0.9335
	10号棟	0.9335
	11号棟	0.9335
	A号棟	0.9335
寿町	A号棟	0.9823
	B号棟	0.9823
土合	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
	5号棟	1.0000
宮栄	3号棟	0.9978
	4号棟	0.9978
本条	1号棟	0.7934
上の原	1号棟	0.7884
	2号棟	0.7884
柳之町	1号棟	0.8094
枳形	N号棟	1.0000
	S号棟	1.0000
南本町	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
夷浜	A号棟	0.9737
	B号棟	0.9737
	C号棟	0.9737
	D号棟	0.9737
子安	A号棟	1.0000
城南	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
南新町	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
	D号棟	1.0000
今泉	1号棟	0.9976
	2号棟	0.9976
	3号棟	0.9976
春日新田	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
下小町	1号棟	1.0000
安江	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
	D号棟	1.0000
	E号棟	1.0000
	F号棟	1.0000

	G号棟	1.0000
中通	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
ひしみ	1号棟	0.8702
田島	A号棟	0.9970
	B号棟	0.9970
南四日町	1号棟	0.9718
	2号棟	0.9718
	3号棟	0.9718
	4号棟	0.9718
北入蔵	1号棟	0.9847
	2号棟	0.9847
	3号棟	0.9847
	4号棟	0.9847
西大崎	1号棟	0.9705
	2号棟	0.9705
	3号棟	0.9705
	4号棟	0.9705
	5号棟	0.9705
	6号棟	0.9705
北辰	北辰荘	1.0000
半田	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
	5号棟	1.0000
	6号棟	1.0000
北園町	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
	D号棟	1.0000
	E号棟	1.0000
	F号棟	1.0000
	G号棟	1.0000
	H号棟	1.0000
緑ヶ丘	1号棟	0.9912
	2号棟	0.9648
松波町	1号棟	0.9659
	2号棟	0.9659
	3号棟	0.9659
	4号棟	0.9659
	5号棟	0.9659
栄町	1号棟	1.0000
中曽根	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
千谷川	1号棟	1.0000

天竺	1号棟	0.9689
元中子	1号棟	0.9922
	2号棟	0.9922
旭町	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
千刈	2号棟	1.0000
西加茂	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
八幡	1号棟	0.9520
	2号棟	0.9520
新座	1号棟	1.0000
大黒沢	1号棟	0.9448
	2号棟	0.9048
		0.9448
	3号棟	0.9048
	5号棟	0.9448
	7号棟	0.9448
	9号棟	0.9448
	10号棟	0.9048
0.9448		
昭和町	A号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
今町	B号棟	0.9618
緑町	1号棟	0.9486
	2号棟	0.9486
葛巻	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
あいおい	1号棟	1.0000
上の山	A号棟	0.9357
南町	A号棟	1.0000
	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
	D号棟	1.0000
希望ヶ丘	1号棟	1.0000
小関	1号棟	0.9024
新生町	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
	5号棟	1.0000
花園町	1号棟	0.9418
	2号棟	0.9418
分水学校町	1号棟	1.0000
南吉田	1号棟	0.9668
	2号棟	0.9668
田伏	A号棟	1.0000

	B号棟	1.0000
	C号棟	1.0000
	D号棟	1.0000
横町	1号棟	0.9894
	2号棟	0.9894
寺地	A号棟	0.9811
	B号棟	0.9811
	C号棟	0.9811
小出雲	1号棟	1.0000
高柳	1号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
新井学校町	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
稲場	1号棟	0.9501
	2号棟	0.9501
山王	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
山王南	1号棟	0.9291
	2号棟	0.9291
安野	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
おりと	1号棟	1.0000
炭屋町	1号棟	1.0000
青柳寺	1号棟	1.0000
関下	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
沢田	1号棟	1.0000
羽根川	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
青島	1号棟	1.0000
余川	1号棟	1.0000
六日町学校町	1号棟	1.0000
上町	松	1.0000
	竹	1.0000
	梅	1.0000
鳥坂	1 A号棟	1.0000
	1 B号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
あけぼの	1号棟	1.0000
あかさか	1号棟	1.0000
堤下	1号棟	0.9315
	3号棟	0.9315

◎新潟県告示第708号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市西部公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年6月25日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第709号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
佐渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 両津都市計画下水道事業
 - (2) 名称 佐渡市公共下水道（両津処理区）
- 3 事業施行期間
平成8年3月1日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第710号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
妙高市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 新井都市計画下水道事業
- (2) 名称 新井市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和55年11月12日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第711号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
佐渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 真野都市計画下水道事業
 - (2) 名称 佐渡市公共下水道（国府川処理区）
- 3 事業施行期間
平成2年8月24日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
平成2年新潟県告示第2323号、平成4年新潟県告示第903号、平成7年新潟県告示第999号、平成9年新潟県告示第1754号、平成13年新潟県告示第1202号及び平成14年新潟県告示第646号の事業地のうち、新潟県佐渡市栗野江字浮面から畑野字東までの区間内、佐渡市金丸字前並びに真野新町字青塚、字浜方及び字山方並びに吉岡字高立並びに長石字高立及び字風除地内を削る。

◎新潟県告示第712号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
佐渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 佐和田都市計画下水道事業
 - (2) 名称 佐渡市公共下水道（国府川処理区）
- 3 事業施行期間
平成2年8月24日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

平成2年新潟県告示第2324号、平成4年新潟県告示第902号、平成6年新潟県告示第2389号、平成9年新潟県告示第1504号、平成9年新潟県告示第1743号、平成14年新潟県告示第555号及び平成14年新潟県告示第697号の事業地のうち、新潟県佐渡市下長木字前の田から市野沢字笠井田までの区間内、佐渡市八幡字清水から八幡字上江までの区間内、佐渡市河原田本町字砂から窪田字砂原までの区間内、佐渡市八幡字野口から八幡字いもうまでの区間内、佐渡市金井新保字唐崎及び字東口並びに千種字中、字尾花崎、字後田及び字木戸沢並びに中興字東沢を削る。

◎新潟県告示第713号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟コンベンションセンター、新潟県万代島駐車場、新潟港万代島緑地
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟県新潟市万代島6番1号
新潟万代島総合企画株式会社
- 3 指定の期間
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成19年3月23日

◎新潟県告示第714号

新潟県新潟港廃油処理規程（昭和47年10月新潟県告示第1398号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から実施する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(施設の位置及び能力)	(施設の位置及び能力)
第2条 施設の位置及び能力は、次のとおりとする。	第2条 施設の位置及び能力は、次のとおりとする。
位置 <u>新潟市中央区窪田町字浜浦5337番地5</u>	位置 <u>新潟市窪田町字浜浦5337番地5</u>
能力 (略)	能力 (略)

◎新潟県告示第715号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市清五郎68番地
財団法人新潟県体育協会
- 3 指定の期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成19年3月23日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スポーツクラブあらい
- 3 代表者の氏名
岡田 巖
- 4 主たる事務所の所在地
妙高市白山町4丁目1番30号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の乳幼児から中高齢者、障害の有無などに関わらずすべての人に、スポーツ文化の振興やスポーツの普及・育成、競技力・指導力の向上など、個々のライフステージや目的に応じた活動機会を提供する事業を行い、健康づくりから競技力向上にいたる生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (5) 環境の保全を図る活動
 - (6) 子どもの健全育成を図る活動
 - (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に

関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変更後 第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長若干名
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む）
20名以内
- (4) 監事 2名以内

変更前 第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む）
15人以内
- (4) 監事 2人以内

変更後 第7章

第39条 この法人に、第3条の目的を達成するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置及び必要な事項は、理事会に諮って理事長が別に定める。

（第38条の次に、第7章として追加）

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ワーキングウイメンズアソシエーション
- 3 代表者の氏名
桑原 智子
- 4 主たる事務所の所在地
新潟市平島1丁目16番地5
- 5 定款に記載された目的
この法人は、主として新潟県内において仕事の現場に身を置いている働く女性の立場から、就職あるいは起業をした人達ならびにそれを志す人達の支援を行うとともに、年齢・属性等を問わず「仕事に関わる意識」を醸成するために助けとなる活動を広く行うことにより、雇用・経済環境の充実に貢献することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) (1)～(7)の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変更後 第5条 この法人は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①～⑥ (略)

(2) その他の事業

① 物品販売事業

② 広告宣伝事業

③ 出版事業

2 前項第2号に掲げる事業は、第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は第1号に掲げる事業に充てるものとする。

変更前 第5条 この法人は第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)～(6) (略)

変更後 第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

変更前 第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

変更後 第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

変更前 第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 (仮称)スーパーマルイ学校町店
所在地 長岡市学校町1丁目6番1475-1外
設置者 株式会社マルイ
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,162平方メートル
(変更後) 1,110平方メートル
- 3 変更を予定する年月日
平成19年11月13日(但し、軽微変更と認められた場合、その日以降)
- 4 届出年月日
平成19年3月12日
- 5 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間
平成19年3月27日から平成19年7月27日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課 大型店環境調整係
電話 025-280-5241
Eメール t0500206@mail.pref.niigata.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 (仮称)新潟南(亀田)ショッピングセンター
所在地 新潟市亀田早通字川根2990番4外
設置者 イオン株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成18年11月10日
- 3 意見の概要
(1) 新潟市の意見の概要
・総括的な意見
大規模小売店舗の届出者にとっては、駐車場の出入り及び場内の管理、騒音対策・廃棄物の処理等について細心の注意を払い、周辺地域住民の利便の確保、また生活環境悪化の防止に向けて取り組んでい

ただきたい。

また、計画店舗の開店後も、絶えず周辺地域の生活環境の保持に対する検証を行うとともに、関係機関に対しても連携を図るよう努めていただきたい。

更に、地元住民との間で混乱が生じないように、意見・要望等に対し適切に対応するとともに、既存の小規模小売店舗の営業に配慮するなど、地元との良好な関係づくりに積極的に取り組んでいただきたい。

・駐車需要等交通について

今後、設置が予定されている(仮称)亀田早通地区交通対策連絡会議に近隣出店企業と共に参加し、周辺道路の交通処理対策に主導的な役割を担い、十分な対策を事前・事後に講じられたい。

なお、第3回新潟都市圏パーソントリップ調査によると、店舗新設地周辺の自動車の利用実態は指針に基づく自動車分担率を大幅に上回っている。自動車利用以外の分担率35%の内訳、妥当性について、既存類似点のデータ等をもとに、根拠・考え方を明示されたい。

また、店舗敷地内への路線バス乗り入れ等、自動車以外で来店する人への対応について、これまでの協議経過を含め、現在の作業に関する情報提供を改めてお願いしたい。

・騒音等について

環境基準及び夜間における発生源ごとの騒音レベルの予測については、付帯設備(業務用空調室外機等)の故障や老朽化により予測した騒音レベルより大きくなる可能性があるため、定期的に維持管理を行い騒音防止に努めていただきたい。

また、来客車両及び搬入車両に対するアイドリングストップ等の励行を徹底していただきたい。

なお、公害苦情が生じた場合、事業者の責任において誠意をもって対応し、早急に解決願いたい。

・景観について

巨大施設であることから、建物本体だけでなく特に屋上駐車場への車路や広告物については、突出感、圧迫感、違和感のない良好な景観が形成されるような計画とし、協議に沿って全体的調和や統一性のある配置、意匠、色彩、仕上げ、外構等となるように努められたい。

・その他

開店時までには防火管理者を選任し、消防計画の作成及びそれに基づく訓練等を実施し、良好な防火管理体制を確立されたい。また、歩行者用出入口についても、閉店後は施錠できるよう配慮願いたい。

建物の建設にあたっては、関係法令は当然のこととして、新潟県及び新潟市の条例・要綱等を遵守すること。

また、上記の意見以外にも新潟市の関係部署において届出にあたって協議を重ねた内容について、今

後誠意を持って対処されたい。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成19年3月27日から平成19年4月27日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新村上ショッピングプラザ

所在地 村上市仲間町197番外

設置者 イオン株式会社ほか1者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(小売業者及び小売業者の代表者の変更)の届出

公告日 平成18年11月14日

3 意見の概要

(1) 村上市の意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成19年3月27日から平成19年4月27日まで

一般競争入札の落札者等について(公告)

一般競争入札について落札者を決定したので、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

コンピュータウイルス対策ソフト 98本

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局審査課

新潟県新潟市新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

- 平成19年3月6日
- 6 落札者の氏名及び住所
シーイーシー新潟情報サービス株式会社
新潟県新潟市鏡2丁目10番6号
- 7 落札価格
5,350,800円
- 8 入札公告日
平成19年2月13日
- 9 落札方式
最低価格

公安委員会告示

新潟県公安委員会告示第14号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成19年3月27日

新潟県公安委員会

委員長 大 嶽 里恵子

1 受講対象者、講習区分、実施期日等

(1) 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

(2) 講習区分

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「施設警備業務講習」という。）

イ 警備業法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「雑踏・交通警備業務講習」という。）

ウ 警備業法第2条第1項第3号に規定する警備業務に係る講習（以下「運搬警備業務講習」という。）

(3) 実施期日等

区 分	実 施 期 間	実 施 時 間	受 講 定 員
施設警備業務講習	平成19年5月10日(木)から平成19年5月15日(火)までの土・日を除く4日間	午前9時から午後5時まで	60人
雑踏・交通誘導警備業務講習	平成19年5月21日(月)から平成19年5月23日(水)までの3日間	午前9時から午後5時まで	60人
運搬警備業務講習	平成19年5月28日(月)から平成19年5月30日(水)までの3日間	午前9時から午後5時まで	40人

(4) 実施場所

新潟県新潟市新光町10番地2

技術士センタービル8階 AB会議室

2 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

(ア) 施設警備業務講習

平成19年4月9日(月)から平成19年4月11日(水)までの午前9時から午後5時まで

(イ) 雑踏・交通誘導警備業務講習

平成19年4月23日(月)から平成19年4月25日(水)までの午前9時から午後5時まで

(ウ) 運搬警備業務講習

平成19年5月7日(月)から平成19年5月9日(水)までの午前9時から午後5時まで

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受け付けを締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

(ア) 施設警備業務講習

平成19年4月18日(水)から平成19年4月20日(金)までの午前9時から午後5時まで

(イ) 雑踏・交通誘導警備業務講習

平成19年5月7日(月)から平成19年5月9日(水)までの午前9時から午後5時まで

(ウ) 運搬警備業務講習

平成19年5月16日(水)から平成19年5月18日(金)までの午前9時から午後5時まで

イ 提出先

新潟県新潟市新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

ウ 提出書類

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

(イ) 旧資格者証の写し 1枚

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

(ア) 施設警備業務講習 23,000円

(イ) 雑踏・交通誘導警備業務講習 14,000円

(ウ) 運搬警備業務講習 14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

3 受講に際しての留意事項

旧資格者証の記載事項に変更がある者は、事前に警備員指導教育責任者資格者証書換え申請を行うこと。

4 本講習に関する問い合わせ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話番号 025-285-0110 内線3036

